

職 員 任 用 規 程

学校法人 鎮 西 学 院

職 員 任 用 規 程

第1条 この規程は、本学院職員の採用並びに昇格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育職員の採用又は昇格の基準は、それぞれの学校において定めるものとする。

2 事務職員及び現業職員の採用又は昇格の基準は、別にこれを定めるものとする。

第3条 教職員の採用は、理事会の定める予算定員の範囲内で行うものとし、その手続きは、理事長の委任を受け次のとおりとする。

- (1) 大学の教育職員については、教員人事委員会の議決に基づき学長より報告を受け、院長がこれを任命する。
- (2) 高等学校の教育職員については、校長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。
- (3) 幼稚園の教育職員については、園長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。
- (4) 事務職員及び現業職員については、所属長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。

第4条 大学の学長・学部長・宗教主事・事務局長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、教育職員の昇格は、教員人事委員会の議決に基づく学長の報告を受け、また事務職員の昇格は、学長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

2 高等学校の校長・教頭・宗教主事・事務長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、その他の昇格は、校長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

3 幼稚園の園長・主任・事務長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令する。

4 本部事務局の局長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、その他の昇格は、事務局長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

5 現業職員の昇格は、所属長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

附則

この規程は、大正14年 9月 1日から実施する。

この規程は、昭和23年 3月31日から実施する。

この規程は、昭和26年 3月10日から実施する。

この規程は、昭和30年 4月23日から実施する。

この規程は、昭和41年 1月25日から実施する。

この規程は、2002（平成14）年4月 1日から施行する。

この規程は、長崎ウエスレヤン短期大学を削除し、

2003（平成15）年5月30日から施行する。